

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年4月から52年6月まで
④ 昭和52年7月から63年3月まで
⑤ 昭和63年4月から平成元年3月まで

平成19年7月ごろ、年金のことが騒がれ始めて、私の年金のことも心配になり社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間が未納及び免除期間であると言われた。私は昭和40年4月に結婚し、翌年の昭和41年度から国民年金に加入して保険料を納め始めた。初めのころは集金の人に来ており、3か月ごとに私が夫婦二人分を納めていた。

夫の仕事は大工であり、収入は安定していたので免除申請をした覚えは無く、未納や免除期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫は昭和47年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その妻である申立人は国民年金任意加入となるが、申立人は種別変更手続をしないで継続して国民年金保険料を納付している上、申立期間①前後は納付済みであるのに、申立期間①の3か月が未納になっているのは不自然である。

また、申立人は夫婦二人分の保険料を納付していたとしており、このことは夫婦共に昭和49年1月から同年3月までの分を過年度納付、49年4月から同年12月までの分を現年度納付、昭和50年度分を過年度納付していることとも符合し、申立期間③のうち昭和52年4月から同年6月までの期間については、

申立人の夫は納付済みになっているのにその妻である申立人が未納になっているのは不自然である。

一方、申立期間②、申立期間③のうち昭和 52 年 4 月から同年 6 月までを除く期間及び申立期間⑤については、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も未納であり、申立人がこれら期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、申立期間④については、申立人は免除申請の手続をした覚えは無く、昭和 56 年度から 58 年度までの分の申請用紙が手元にあることから、これら期間全体の免除申請手続はしていないとしているが、申立てどおり継続して納付を行っていたのであれば、免除申請書を入手する機会は無かったと考えられる上、約 11 年の長期にわたり、誤って免除承認事務が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、免除申請手続は行われていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和46年7月及び同年8月
③ 昭和46年12月から47年4月まで
④ 昭和47年8月から同年11月まで
⑤ 昭和50年3月
⑥ 昭和50年6月から51年3月まで
⑦ 昭和61年5月及び同年6月
⑧ 昭和61年8月から同年10月まで
⑨ 平成9年8月及び同年9月
⑩ 平成9年12月から10年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は父親が納付しており、結婚後は妻が毎月、銀行に振り込むかA市役所で毎月納付していたが、金額は覚えていない。

私が会社を退職して次の会社に就職するまでの間は、国民健康保険料と共に国民年金保険料も納付していた記憶があるので、未納期間があることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、婚姻前は申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、平成元年12月に行われた申立人の年金記録の追加・訂正において、昭和38年6月の国民年金被保険者資格取得後、45年1月の同資格喪失まで、申立期間①を除き、申立人の保険料が未納無く納付されていたことを示す記録が確認されたことから、この時新たに追加された国民年金加入期間のうち厚生年金保険加入期間と重複していた期間については、国民年

金保険料が還付されている。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和38年6月の国民年金被保険者資格取得後、45年5月に申立人が厚生年金保険に加入したことを届け出るまでは、同年1月をもって国民年金被保険者資格を喪失したとの扱いはされていなかったものとみられる。

これらのことから、申立人の婚姻前の期間については、国民年金と厚生年金保険との切替手続きが行われないうまま、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付し続けていたことが推察でき、申立期間①についてのみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の父親は明治38年生まれであるため国民年金制度の適用対象ではなかったが、42年生まれ（任意加入対象者）である申立人の母親は、国民年金制度施行とともに国民年金に任意加入（10年年金）して保険料を完納しており、国民年金に対する関心や保険料の納付意識が高い家庭であったこともうかがえる。

2 A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和45年1月の国民年金被保険者資格喪失後、同資格を再取得したのは51年4月とされており、この間の申立期間②から⑥については、平成元年12月の年金記録の追加・訂正により新たに追加されるまでは未加入とされていたことになるため、申立人はこれら期間の保険料を納付することはできなかった。

また、申立期間⑦及び⑧は平成元年12月の年金記録の追加・訂正により、申立期間⑨及び⑩は平成12年9月の年金記録の追加・訂正により、それぞれ新たに追加された期間であるため、申立人はこれら期間については上述同様未加入であったと考えられ、保険料を納付することはできなかった上、これら期間の保険料を納付していたとする申立人の妻も未納とされている。

さらに、申立人は、婚姻後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きについては、申立人の妻に任せていたとしているが、申立人の妻はいずれの申立期間についても確実に切替手続きを行ったとの記憶は無い。

このほか、申立期間②から⑩の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間当時、A郡B町で、夫の両親と私たち夫婦で花を生産する自営業をしていた。夫の父親が、家族4人分の国民年金保険料をB町役場に納付に行っていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月に連番で払い出されており、申立人の妻は、申立期間当時、申立人の家族(申立人夫婦及びその両親)の保険料は、申立人の父親が納付していたと説明している。申立人の父親は、36年4月の国民年金制度発足以降、46年3月に死亡する直前の5か月を除いて保険料をすべて納付しているほか、申立人の母親も60歳到達月の前月までの保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かった状況がうかがわれる。

また、申立人も、その両親と同様、昭和36年4月以降、国民年金保険料を継続して納付しており、申立人の父親が、申立期間の12か月についてのみ、自分たち夫婦の保険料を納付したにもかかわらず、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間437か月のうち、申立期間の12か月を除く425か月の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

申立期間当時、A郡B町で、夫の両親と私たち夫婦で花を生産する自営業をしていた。夫の父親（以下「義父」と言う。）が、家族4人分の国民年金保険料をB町役場に納付に行っていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の家族（申立人夫婦及びその両親）の国民年金保険料は、申立人の義父が納付していたと説明している。申立人の義父は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、46年3月に死亡する直前の5か月を除いて保険料をすべて納付しているほか、申立人の夫の母親も60歳到達月の前月までの保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かった状況がうかがわれる。

また、申立期間のうち昭和41年度の国民年金保険料は申立人夫婦共に未納と記録されているが、申立人夫婦の婚姻直後の40年度の保険料は納付済みと記録されており、申立人の義父が、これに引き続く当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間のうち昭和42年度の国民年金保険料については、申立人の夫及びその両親は納付済みと記録されており、申立人の義父が、申立人の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

会社を退職後、国民年金に未加入であったため、私の妻がA市B区役所で加入手続を行った。その際に未納分の保険料をさかのぼって納付できると聞き、おそらくB区役所の窓口だったと思うが、後日、妻が2万4,000円ぐらいを納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達月の前月までの国民年金加入期間431か月のうち、申立期間を除く407か月の保険料をすべて納付しているほか、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその妻も、国民年金に加入以降現在まですべての期間の保険料を納付しており、申立人及びその妻の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月13日に払い出されていることから、申立人の妻は、49年11月ごろに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認でき、婚姻（昭和48年2月）から2年後ぐらいに申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の妻の説明と合致する。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和47年10月から49年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったほか、加入手続の時点は第2回特例納付の実施期間中であり、申立期間のうち時効により過年度納付できない期間（昭和47年4月から同年9月まで）の保険料を特例納付することが可能であった。これらの過年度納付、特例納付に加え、加入手続時点までの現年度保険料（昭和49年4月から同年12月までの保険料）を併せて納付した場合の保険料額は2万4,450円であり、

申立人及びその妻が納付したと記憶する額と一致する。

加えて、A市B区では、区役所の窓口で特例納付及び過年度納付保険料を収納することは無かったが、これらの納付書を作成して希望者に交付し、金融機関で納付するよう案内していたとしており、区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したように思うとする申立人及びその妻の記憶には、若干不確かな点があるものの、著しく不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和58年10月から59年6月まで
③ 昭和59年10月から63年12月まで
④ 平成元年7月から2年1月まで

申立期間①の国民年金保険料については、集金人に母親、妹の分も含めて、一緒に納付していたと記憶している。申立期間②③④の当時の保険料については、毎月、納付書により、納付記録を確認しながら納付していたと記憶している。納付の事実を確認できる領収書等は持っていないが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その母親及び妹と同日（昭和41年6月1日）に払い出されており、申立人及びその母親、妹の国民年金加入手続は41年6月ごろに行われたものと推認される。この時点で過年度納付することが可能であった昭和39年度及び40年度の保険料については、社会保険庁の記録では、申立人は未納とされているが、一緒に納付していたとするその母親及び妹は40年度の保険料は納付済みと記録されている上、申立期間①の当時に申立人が居住していたA市B区の被保険者名簿では、40年度の保険料は過年度納付されたことが記録されている。
- 2 一方、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続は昭和41年6月ごろに行われたと推認され、申立期間①の当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人は、申立期間①の当時は国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付する

ことはできなかったと考えられる。

また、申立期間①のうち、上記の被保険者名簿で納付済みと記録されている昭和40年度以外の期間（昭和36年度から39年度までの期間）の国民年金保険料については、申立人の母親は納付済みと記録されている。これは、加入手続後に過年度納付及び特例納付したものと考えられるが、申立人には、過年度納付及び特例納付を行った記憶は無いほか、申立人の妹も当該期間の保険料は未納であるなど、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①のうち昭和36年度から39年度までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 申立期間②③④は計67か月と長期に及ぶ上、申立人は、その当時、現年度で国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間③と申立期間④の間の平成元年1月から同年6月までの期間並びに申立期間④の直後の2年2月及び同年3月の保険料を過年度納付したことが確認でき、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

また、申立人が、昭和63年9月まで居住していたA市では、1か月ごとの納付書の発行を開始したのは申立期間③の期間中である昭和62年度で、それ以前は3か月ごとの納付書であったとしており、申立期間②③④の当時には、納付書により毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していたとする申立人の説明と矛盾する。

さらに、申立人が、申立期間②③④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年5月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

平成7年に年金の請求を行った際、昭和58年4月から61年3月までの期間が未加入であると言われた。しかし、52年1月に国民年金に任意加入し61年4月に第3号被保険者になるまでの間に、途中で任意加入を中断することは自分の性格から考えられず納得できない。また、57年5月から58年3月までの期間が未納とされているが、A銀行B出張所で納付書により納付した記憶があり未納となっているとは思っていなかった。納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間中の昭和58年4月1日に国民年金の資格（任意加入）を喪失したことが記録されている。この点について、申立人は、任意加入から脱退したことは無いとしているが、申立人が所持する年金手帳でも、同日に任意加入資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者の資格を取得したことが記載されており、ほかに、申立人が任意加入資格を喪失したことを疑わせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人は、申立期間のうち昭和58年4月から61年3月までの間は、国民年金に加入しておらず、無資格者に対して納付書が送付されることは無いことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が、申立期間のうち昭和58年4月から61年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立期間のうち昭和57年5月から58年3月までの間は、任意加入として国民年金に加入していた期間であり、申立人は、52年1月に任意加入し

て以降、当該期間の直前まで64か月の保険料をすべて納付している。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和56年度及び57年度の欄に「納付書発送」の記載があり、これは、申立人が、いったんは未納としていた昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料の過年度納付書の送付を社会保険事務所に依頼したものとみられる。そのうち、56年10月から57年4月までの保険料が58年12月に過年度納付された記録が確認でき、申立人が、57年5月から58年3月までの保険料の過年度納付書も送付されたにもかかわらず、これを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年5月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

申立期間中、私は大学に在学しており実家から離れていたが、住民登録はA市の実家に置いていた。このため、申立期間を含む平成7年度の私の国民年金については、父親がA市役所で免除手続を行ってくれた。

また、この年度については両親も免除手続し、母親が1年間免除されているにもかかわらず、父親は平成7年11月から8年3月までの6か月間が免除されていない。これらのことから、申立期間について免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は20歳に到達した平成6年4月から国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号は同年8月に払い出されている。

また、申立人は、申立期間を挟む平成6年度及び平成7年4月から同年12月までの期間並びに8年度について、それぞれ保険料を免除されている。

さらに、申立人は申立期間中、大学に在学（在学期間は平成5年4月から9年3月まで）し、実家のあるA市を離れていたが、A市役所へ申立人の転出届出がされたのは、申立期間後の8年7月であることから、申立人の国民年金関係手続をその父親が行ったとする申立人の主張には信ぴょう性が認められ、その父親も、申立期間を含む年度について、申立人及び自分達夫婦の免除手続を行い、それ以外の手続を行った記憶は無いとしている。

加えて、A市へ照会したところ、免除は年度単位で行っており、承認された免除が市の審査等により年度途中で取り消されることは考え難いと回答しており、その上、申立人は、国民年金に加入した平成6年4月から9年3月までは大学に在学していることから、生活環境に大きな変化が無いにもかかわらず、3か月と短期間である申立期間のみ免除がされない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年10月20日に訂正し、同年10月から39年9月までの標準報酬月額を2万6,000円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月20日から40年1月6日まで

私は、昭和38年10月20日から平成元年4月30日まで継続してA社に勤務していた。働いていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の一般職員経歴表、B国民健康保険組合及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和38年10月20日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

A社で申立人と同じ作業現場で働いていた同僚2名について、厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人と同じ条件で採用された同僚3名のうち1名が、「入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期は同じで、試用期間は無かった。」と証言していること、及び残る2名の同僚についても、前職の退職直後から同社での加入記録が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和38年10月から39年9月までの標準報酬月額を2万6,000円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を2万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が作成し、保存している厚生年金保険名簿において、申立人が昭和40年1月6日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から39年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係るA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、B社における資格取得日に係る記録を37年12月1日に訂正するとともに、申立期間の標準報酬月額を、34年4月から35年9月までは5,000円、35年10月から36年3月までは6,000円、36年4月から37年12月までは1万6,000円、38年1月から41年8月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 1 月から 46 年 1 月までA社で勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入期間が無かった。

A社は、社名変更をしているが、会社の所在地や業務内容は変わっておらず、また、私は会社の寮に住み込みで働いており、申立期間も途切れることなく勤務していた。厚生年金保険料も控除されていた記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和32年1月1日にA社（36年9月13日からはC社に社名変更。37年12月1日からはB社に社名変更。）において厚生年金保険の資格を取得し、34年4月1日に資格を喪失後、41年9月1日に同社において再度資格を取得しており、34年4月から41年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の事業主の妻及び同僚2人は、申立人が申立期間においてA社の寮に住み込みで勤務していたこと、業務内容及び勤務形態の変更は無かったことを証言しているところ、これらの同僚は、いずれも申立期間にお

いて厚生年金保険の加入記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和34年4月から35年9月までは5,000円、35年10月から36年3月までは6,000円、36年4月から37年12月までは1万6,000円、38年1月から41年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は昭和38年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人をはじめ、申立人の同僚及び事業主の妻は、C社が全喪した昭和37年12月1日からB社が新規適用となる38年1月1日までの間、従業員数、業務内容には変更は無かったとしていることから、B社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いこと、昭和37年12月については、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から41年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から59年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月 1 日まで
② 昭和 58 年 2 月 27 日から 59 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②については被保険者記録が無い旨の回答があった。

しかし、私は、昭和 56 年 10 月にA社に入社し、59 年 4 月 1 日に退職するまで、途中、勤務形態が変わることもなく勤務していたし、入社当初から保険料を控除されていた記憶があるので、保険料の控除を証明できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、勤務時間及び勤務内容が同一であった複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、申立期間②の当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和58年1月の社会保険事務所記録及び同僚の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る被保険者資格の喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和58年2月27日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年2月から59年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は昭和57年9月3日にA社で払い出されたことが確認できるとともに、同社に係る56年5月1日から57年9月1日(申立人資格取得)までの厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、雇用保険の記録によると、申立期間①の前後の期間については、雇用保険の加入記録がある一方、申立期間①については、加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のB社における資格取得日は昭和45年5月26日と認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②、③及び④の期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②に係るA社における資格取得日の記録を昭和45年8月9日に、申立期間③に係るB社における資格喪失日の記録を48年8月20日に、A社における資格取得日の記録を48年8月20日に、申立期間④に係るA社における資格取得日の記録を53年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、45年8月を4万2,000円、48年7月を7万2,000円、同年8月から同年12月までを7万6,000円、53年10月を16万円とすることが必要である。

なお、申立期間②及び③については、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間④については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 45 年 8 月 9 日から同年 9 月 10 日まで
③ 昭和 48 年 7 月 21 日から 49 年 1 月 7 日まで
④ 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 19 日にA社に入社した。その後、同社からの辞令により、B社を含む関連会社をいくつか異動したが、61 年 10 月 1 日に退職するまで、継続してA社に勤務していた。

関連会社への異動後も、昇給、ボーナス査定及び異動等はすべてA社の管理下にあり、保険料も控除されていた。

それにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて

ほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者加入記録及び申立人の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、A社及び同社関連のB社に継続して勤務し（昭和45年5月26日にA社からB社に異動、同年8月9日にB社からA社に異動、48年8月20日にB社からA社に異動、53年10月31日にB社からA社に異動。）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和45年8月を4万2,000円、48年7月を7万2,000円、48年8月から同年12月までを7万6,000円、53年10月を16万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が昭和53年10月31日に全喪しているにもかかわらず、申立人と同時期にB社からA社に異動した同僚2名もA社の資格取得日が同年11月1日とされていることから、事業主が資格取得日を同年11月1日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る53年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月21日から同年6月20日まで
② 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

A社及びB社に昭和34年3月から41年2月まで継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者資格が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間直後の昭和35年6月22日から23日までにA社が主催した慰安旅行に参加していることから、申立期間に同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかし、申立期間に勤務していた同僚等から、申立人が申立期間に勤務していた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に係る申立人の記憶も不明確である。

さらに、A社は既に破産しており、当時の経営者及び総務担当者等の関係者も死亡等していることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立期間①に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社は、A社の関連会社として同一場所に所在し、昭和37年6月1日に設立されると同時に同日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B社における同僚には、昭和37年6月1日付けでA社からB社に配置転換された者が複数おり、申立人も、同日付けでA社からB社に配置転換されていることが確認できる。

さらに、同時期にA社からB社に配置転換された当時の同僚で年金記録がつながっている者から「同じ労働条件で継続雇用された。」との回答が得られている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、配属前後を通じてA社及びB社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和37年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月及び48年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月
② 昭和48年8月から49年3月まで

母親が私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いている。母親は既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、保険料を未納にしていたとは思えない。当時の保険料納付の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することはできない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年1月に払い出されており、このころに申立人の母親は申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、社会保険庁の記録によると、申立人は強制加入被保険者として20歳までさかのぼって44年7月4日に資格取得しているものの、その2日後の同年同月6日に資格喪失となっている。これは、申立期間①において申立人は昼間学生で任意加入の対象者であったこと、及びA町において、任意加入の対象である学生を強制加入被保険者として誤って適用した場合、職権により資格取消の手続を行うことがあったとしていることから、申立人に対し同様の処理が行われたことが推認され、この短期間に申立人の母親が保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録によると申立人には昭和48年8月の厚生年金保険資格喪失後、49年4月に共済組合に加入するまで国民年金加入記録が無いため、申立期間②（昭和48年8月から49年3月まで）

は国民年金未加入期間となり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付することはできない。

このほか、申立人の母親が申立期間①②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間、51年4月から52年3月までの期間、52年7月から63年3月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 昭和52年7月から63年3月まで
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで

平成19年7月ごろ、年金のことが騒がれ始めて、私の年金のことも心配になり社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間が未納及び免除期間であると言われた。昭和40年4月に結婚し、翌年の昭和41年度から国民年金に加入して保険料を納め始めた。初めのころは集金の人に来ており、3か月ごとに妻が夫婦二人分を納めていた。

仕事は大工をしていたが、収入は安定していたので免除申請をした覚えは無く、未納や免除期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分を一緒に納付したとしているが、申立人の妻の保険料納付場所及び時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立期間のうち①、②及び④については、申立人の妻も未納となっており、申立人の妻がこれら期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、申立人は、申立期間③について、免除申請の手続をした覚えは無く、昭和56年度から58年度までの分の申請用紙が手元にあることから、申立期間③全体の免除申請手続はしていないとしているが、申立てどおり継続して納付

を行っていたのであれば、免除申請書を入手する機会は無かったと考えられる上、約 11 年の長期にわたり、誤って免除承認事務が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、免除申請手続は行われていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

平成12年度分の国民年金保険料は、平成12年8月に郵便局で45万円を下ろし、市役所の納付書を使用して保険料7万9,800円の2回分を13年12月18日に市役所内の銀行で納付した。13年度分の国民年金保険料は、14年2月18日に市役所内の銀行で納付した。領収書があったが盗まれたので、納付事実を確認できる関連資料は無いが、申立期間の国民年金保険料は納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

また、申立人は申立期間直後に当たる平成14年度の保険料のうち9か月分が未納である上、平成14年12月、15年2月及び同年3月分を時効間際の17年になってから過年度納付していること、それに続く15年4月には不在決定を受けていること、申立期間の国民健康保険料も未納であること等から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

さらに、申立人は平成12年度の保険料を平成13年12月にA市役所内の銀行で過年度納付したとし、その市役所庁舎は旧庁舎であったとしているが、A市役所は12年9月に新庁舎が竣工^{しゅん}しており、事実と相違する。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年7月まで

申立期間においてA町役場で国民年金保険料の加入手続をして金額等は不明であるが、自宅近くの銀行か郵便局から納付した記憶があるので未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が現存していない上、納付金額が不明である等申立人の納付に係る記憶についても明確ではなく、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金資格取得日は平成9年8月27日であり、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、A町役場において加入手続した旨を主張しているが、同町の国民年金被保険者名簿では申立期間に係る申立人の加入及び納付についての記録が確認できない上、加入手続についての申立人の記憶も必ずしも明確ではない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

昭和53年秋に妻に勧められ、5年間程度の保険料を特例納付により納付した。保険料は、手持ちの現金で15万円から20万円であった記憶がある。調査の上、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年秋ごろに第3回の特例納付により、5年間程度の保険料として15万円から20万円をまとめて特例納付したと主張しているものの、納付対象期間についての記憶は無い。

また、申立人は特例納付場所をA市役所本庁としているが、A市では、特例納付の保険料の収納は行っていないとし、納付場所に関してはA市役所庁舎にある金融機関では保険料の収納は取り扱っていなかったため、郵便局等の金融機関を指定していたとしており、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立内容を裏付ける証言等も得ることができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から45年6月まで

私は、昭和42年7月、会社を退社後、A郡B町（現在は、C市。以下同じ。）役場へ出向き、国民年金の任意加入手続をした。いつ、どのように申立期間の保険料を納付したかは忘れたが、多分、銀行で納付していたと思う。加入当時の保険料は200円で、その後250円になったことは記憶している。B町からD市に引っ越し、E社会保険事務所へ行ったとき、国民年金手帳を作成してくれたが、B町では国民年金手帳が無かったので不安になることもあった。保険料の納付の事実が確認できるものは無いが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和45年9月29日に払い出され、その資格取得日は同年7月17日となっており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致し、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。この時点を基準にすると、任意加入被保険者は制度上、さかのぼって資格を取得できないことから、申立人は申立期間において国民年金未加入であったものと推認できる。

また、このことは、C市には申立人の被保険者名簿が残存しないこととも符合し、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで
母親がたまたま、広報誌で国民年金保険料の未納期間について、特例納付ができることを知り、私の将来のことを案じ申立期間すべて特例納付をしたのに、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は昭和47年4月から53年3月までであることから、この期間の国民年金保険料を特例納付したとすると第3回特例納付（実施期間は昭和53年7月から55年6月まで）が該当するが、申立期間の保険料を第3回特例納付で特例納付した場合の保険料額は約29万円であり、申立人がその母親から納付したと聞いたとする額（10万円）と大幅に相違する。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和55年6月に46年1月から同年7月までの国民年金保険料を特例納付したこと、及び55年7月に53年4月から55年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できる。これら特例納付等の保険料の合計額は約10万円であり、申立人が記憶する額と一致することから、申立人の母親が行ってくれたと申立人が記憶する保険料の納付は、この際のものであったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の特例納付に関与しておらず、特例納付したとするその母親が死亡しており、申立ての特例納付の状況について確認することはできない。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間当時、父親が自宅で製帽所を営んでおり、家族も一緒に働いていた。父親が、国民年金制度開始時から母、兄、私の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。当時、集金人が訪問していた記憶もあり、申立期間について未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたとするその父親が死亡しているほか、申立人の母親も死亡しているため、保険料納付の状況について確認することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録では、申立期間について押印が無いことから、申立人の父親が、申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難いほか、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の集金人が申立人宅を訪れていたことを記憶しているとしているが、A市において集金人による保険料の集金が始まったのは昭和37年11月であり、申立期間のうち同年10月以前に集金人が申立人宅を訪れていたとは考え難い。

加えて、申立人の父親が、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその兄も申立期間の保険料は未納である。

そのほか、申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は申立期間当時、A市で非常勤職員として働き始め、国民年金に加入するように指示されたので、A市役所で国民年金の加入手続を行った。毎月給料日に、A市役所内の支払窓口で保険料を納付していた。もし加入手続が遅れていて未納があれば、さかのぼって納付するよう納付書が送られてくるはずだが、そういったことは一切無かったので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月にA市で払い出されており、このことから、申立人の国民年金加入手続は55年6月ごろに行われ、その際に53年4月にさかのぼって資格取得したものと推認されるほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立期間当時には、申立人は国民年金に未加入であり、その時点で保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているなど、申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、納付書により、毎月、国民年金保険料を納付していたとしているが、A市では、申立期間当時は、3か月ごとの納付書を発行していたことが確認でき、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から11年4月まで

申立期間はA商店で勤務していたが、会社が社会保険に加入していなかったため、国民健康保険と国民年金の保険料が給料から天引きされ、会社が納付していた。納付はすべて会社が行っていたので詳細は分からない。給与明細書は保管していなかったため、保険料の納付の事実が確認できる資料は無いが、会社を通じて納付されていたはずであり、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月から11年4月まで勤務していたA商店の給与から国民年金保険料と国民健康保険料が控除されていたと主張している。

しかし、A商店から提示された当時の「給料支払明細書(控)」により、当時、申立人が加入していたB国民健康保険組合の保険料及び組合費に相当する額が控除されていたことは確認できるが、国民年金保険料が控除されていたことをうかがわせる記載は無い上、同商店より聴取したところ、申立人の給与から国民健康保険料は控除していたが、国民年金保険料は控除していなかったとしている。

また、申立人は、自らは国民年金の加入手続を行っておらず、会社が手続を行ってくれたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金の資格(第1号被保険者)を取得した記録は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録も見当たらないほか、申立人が所持する年金手帳でも、厚生年金保険及び基礎年金の番号の記載のみで国民年金手帳記号番号の記載は無い。

これらのことから、申立人は、国民年金の加入手続を行っておらず、保険料

を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年2月までの期間、55年3月、58年9月、60年2月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から54年2月まで
② 昭和55年3月
③ 昭和58年9月
④ 昭和60年2月
⑤ 昭和60年4月

平成19年7月に社会保険事務所で年金相談を受け、申立期間の国民年金保険料が未納であることを初めて知った。満20歳になって私が保険料を納付することができないために、母親が加入手続きを行い、保険料を納付していた覚えがあり、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区で昭和55年6月19日に払い出されており、申立人は、A市B区から転居したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の母親は、申立人が20歳に到達したときに、国民年金の加入手続きを行った記憶が無いとしている。これらのことから、申立人の国民年金加入手続きは55年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間①及び②の当時には、未加入であったことから、その時点では、申立期間①及び②の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和53年4月から54年2月までの期間及び申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の母親は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いなど、これらの期間の保険料が過年度納付されて

いたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間③、④及び⑤は、平成11年12月21日の資格記録の補正処理により、新たに国民年金（第1号被保険者）加入期間として資格記録が追加されたものであることが確認でき、申立期間③、④及び⑤の当時に、資格取得手続きが行われた記録は見当たらない。

加えて、申立人の母親は、「息子が会社を辞める度に、国民年金の加入手続きを行っていたが、手続きが抜けたことがあったかもしれない。」とも述べており、申立期間③、④及び⑤に係る国民年金加入手続きの記憶については明確ではない。

以上のことから、申立人は、申立期間③、④及び⑤の当時は、国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、資格記録が追加された時点では、これら期間の保険料は、時効により納付することはできない。

そのほか、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年9月まで

私は昭和45年4月ごろにテレビ放送を見て会社員の妻でも国民年金に任意加入できることを知ったので、A市役所B支所へ行って加入手続を行った。それ以後はB支所に行き、現金で保険料を納付して国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。

また、申立期間中に三男が生まれた（昭和47年9月）が、三男出産後、約9か月間は、夫にB支所へ行ってもらい、保険料を納付してもらったことも記憶している。その後、恐らく48年10月ごろだったと思うが、B支所で保険料を納付した際、職員から新しい国民年金手帳を渡され、今後はこの手帳番号が私の番号になるので最初の国民年金手帳は処分してもよいと言われた。このため、古い国民年金手帳は廃棄してしまった。

平成19年6月にA市役所で私の年金記録を確認してもらったが、古い国民年金手帳で納付していた保険料の納付記録が無いことが分かった。

申立期間当時、私と同じようにB支所で国民年金保険料を納付していた友人は、任意加入をした昭和47年11月以降、保険料は納付済みとなっており、しかも、その友人は私から勧められて国民年金に任意加入した。これにもかかわらず、申立期間の私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市役所B支所で現年度納付したと主張しているが、A市からの回答によれば、申立期間当時B支所で保険料の収納業務を取り扱っていたことを裏付ける資料は無く、申立期間当時、B支所で窓口業務を担当していた職員は、「B支所において保険料は受理していなかった。」と述べるなど、B支所における収納業務の可能性は極めて低いと考えられる。そこ

で、申立人の夫にB支所で約9か月間、申立人の保険料を納付したかどうか聴取したが、その夫は、当時の記憶は無い旨述べている。これらのことから、申立人の申立期間におけるB支所での保険料納付状況は不明である。

また、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を自ら所持していた旨述べているが、昭和45年11月発行のA市広報紙によれば、国民年金手帳はA市役所で保管していたと掲載されていることから、申立人の記憶と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年12月8日に払い出され、48年10月9日を資格取得日として任意加入しており、申立人が所持する48年10月15日発行の国民年金手帳の資格取得日及び被保険者種別も同様な記録となっている。

加えて、任意加入者は制度上さかのぼって資格を取得することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について国民年金に加入していなかったと推認され、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人及びその夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年9月まで

私は、昭和42年4月に婚姻する前から国民年金に加入していたが、婚姻後にA市からB市へ転居した以降も引き続き国民年金に任意加入していた。

私はA市に住んでいた時、母親が町内会の人に保険料を納付している姿を見ていたため、保険料は町内会に納付するものだと思い込んでいたが、B市の転居先の社宅が新築であり、どこの町内会に属するか分からなかったため、どのように保険料を納付したらよいのかB市役所C支所へ相談に出向いたところ、保険料を同支所で受理してもらうこととなった。昭和45年10月に体調を崩して資格喪失手続をするまでの間、納付時に国民年金手帳に検認印を押してもらっていたかどうかの記憶は無いものの、C支所に保険料を納付し続けていた。これにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の国民年金手帳を見ると、婚姻による氏名の変更は行われておらず、B市への住所変更が資格喪失日と同じ昭和45年10月13日に行われていることが確認できる。

また、同手帳の申立期間の印紙検認記録のページに検認印は無く、これらのページに対応する印紙検認台紙のページは切り取られ、印紙検認記録のページにかけて昭和45年の日付によるB市検認の割印が押され、未納確認を受けていることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人の同台帳が、申立人が婚姻してから約1年後の昭和43年4月にA市を管轄するD社会保険事務所からB市を管轄するE社会保険事務所へ移管されて

おり、45年10月23日に氏名と住所が変更されていることが確認できる。これらのことから、申立人はB市へ転居後も国民年金関係手続を行わず、申立期間の保険料も納付しなかったため、資格喪失手続時に未納確認を受けたものと推認される。このため、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、B市からの回答によれば、申立期間当時にC支所で保険料の収納業務を取り扱っていたことを裏付ける資料は無く、申立期間当時C支所で窓口業務を担当していた職員は、「C支所において保険料は受理していなかった。」と述べるなど、C支所における収納業務の可能性は極めて低いと考えられるほか、申立人自身も、申立期間当時に保険料を納付した際、国民年金手帳に検認印を押されていたかについての記憶も無いとしていることから、申立人の申立期間における保険料納付状況は不明である。

その上、現在、申立人へ払い出されたことが確認されている国民年金手帳記号番号（3個の番号があるが、これらは平成3年10月に記録が統合されている。）以外の別の国民年金手帳記号番号が申立人へ払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

昭和50年の春から秋ごろに、私がA市B区役所国民年金課へ電話で問い合わせたところ、未納の国民年金保険料72か月分を一括で納めれば、過去の共済組合加入期間と国民年金加入期間をつなげることができるとの説明を受けた。このため、電話をしてから1時間後にB区役所国民年金課窓口で国民年金加入手続をし、申立期間の国民年金保険料約2万2,000円を国民年金課窓口で現金で一括納付した。

また、この時、年金手帳が受領書代わりであるとも説明された。このため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出され、44年4月1日を資格取得日として強制加入しているが、申立人の直前と直後の国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者を確認したところ任意加入者であり、共に50年12月19日の資格取得日となっていることから、申立人は50年12月19日に加入手続を行ったと推認される。

また、申立人の国民年金加入時期は第2回特例納付期間（昭和49年1月から50年12月まで）中ではあるものの、この期間における特例納付が可能な期間は昭和36年4月から48年3月までであり、仮に申立人の国民年金加入時期と推認される50年12月に申立人が申立期間について納付しようとしても、48年4月から同年9月までは時効が完成しており、特例納付も過年度納付も不可能である上、申立人が主張する保険料額約2万2,000円についても、申立期間のうち、納付が可能な44年4月から48年3月までの特例納付と48年10月か

ら 50 年 3 月までの過年度納付で計算すると 5 万 8,950 円となり、申立人の主張と大きく乖離^{かいり}することから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、A 市 B 区役所に確認したところ、申立人が納付したとする昭和 50 年春から秋ごろについても、国民年金課窓口において特例納付分保険料や過年度納付分保険料を現金で収納することは行っていなかったと回答していることから、申立人の主張に合理性は認められない。

加えて、申立人は年金手帳が受領書代わりであるとの説明を B 区役所職員から受けたと主張しているが、申立人の所持する制度共通の年金手帳では年金制度への加入が記録されるのみであり、受領書代わりとはなり得ない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年6月まで

私は、A社を退職した20歳の時に国民年金に加入しなければいけないと思ひ、B市C区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたはずである。20歳から国民年金に加入しなければならないことは知っていたので必ず手続をし、保険料もきちんと納付しているはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳であった昭和43年ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料を現年度納付していたと主張している。

しかし、申立人の国民年金加入状況や納付状況についての記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立人と同居の親族で、申立期間に唯一、国民年金に加入していた申立人の母親に、申立人の申立期間当時の国民年金加入状況及び納付状況を聴取しようとしたが、高齢及び病気のため証言を得ることができなかった。これらのことから、申立人の申立期間当時の国民年金加入状況及び納付状況は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月に払い出されており、資格取得日は48年8月1日で強制加入となっており、さらに、申立人が所持する制度共通の年金手帳(49年11月以降使用)の資格取得日も同日となっていることから、申立期間について申立人は国民年金に加入しておらず、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は第2回特例納付期間(昭和49年1月から50年12月まで実施)であり、申立期間についても特例納付

は可能であるものの、前述したとおり、申立人の資格取得日は昭和48年8月1日であり、これが訂正された記録は無く、申立人にも特例納付をした記憶は無いことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとも考え難い。

このほか、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶も無い。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

申立期間当時は、独身で国民年金のことはすべて父親に任せていた。保険料納付については、自宅へ集金人が来ていた記憶がある。申立期間当時の保険料納付を示す資料は無いが、父親が私の保険料も納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親及び申立人が自宅へ集金に来ていたとする当時の国民年金推進員（集金人）は共に亡くなっており、申立人の申立期間当時の国民年金加入手続状況及び納付状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月に払い出されており、申立人の父親はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間のうち38年9月以前の保険料は時効により納付することはできないこととなる。

さらに、申立期間のうちの残りの昭和38年10月から40年3月までの期間については、過年度納付が可能であるが、A市では申立期間当時、推進員は過年度納付を取り扱っていなかった。

加えて、申立人の父親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

私は、離婚をした翌年の昭和38年1月から国民年金に加入して、保険料をA市の集金人に納付していた。申立期間当時から美容室を自営していたが、38年夏に手術で入院した時には、住み込みの従業員が私の保険料を集金人に納付していた。申立期間当時に使用していた最初の国民年金手帳は、申立期間当時の集金人に「手帳が替わるから。」と言われ、持って行かれてしまった。今の私の国民年金の番号は、住み込みの従業員と連番で40年に払い出されているものの、私はその前から集金人に保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況についての記憶は曖昧である上、申立人が昭和38年夏ごろに入院していた時に、代わりに国民年金推進員（集金人）へ保険料を納付していたと申立人が主張する当時の従業員にその時の状況を聴取したが、申立人の国民年金手帳の有無や納付金額の記憶が無く、このほかに、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないため、これをもって申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたとは考え難い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述した申立期間当時の従業員と連番で昭和40年12月10日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時期を基準とすると、38年9月以前の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間のうち残りの昭和38年10月から40年3月までの保険料

は過年度納付が可能であったが、申立期間当時、A市では推進員は過年度保険料を取り扱っていなかった。

加えて、申立人は、昭和40年12月10日に交付された国民年金手帳とは別の国民年金手帳を所持していたものの、その手帳は、「手帳が替わるから。」と推進員が持って行ったと主張しているが、年度途中であるこの時期に手帳更新が行われるとは考え難い上、申立人はA市からの転出入は無いなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から49年3月まで

上の子供が小学生になる前で、下の子供が幼稚園のころだったと思うが、A市B区C町の私の自宅へ区役所職員と思われる男性が国民年金の加入勧奨に来たため、国民年金に加入した。その際に、「将来の年金を満額もらうには、今、無理してでも納付した方がいい。」と言われたため、実家に相談し、両親いずれかから借金をして、保険料を2、3回に分けて納付したことを記憶している。このため、申立期間について未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期、申立期間の保険料納付時期及び保険料額に関する記憶は、加入したのは昭和48年ごろ、申立期間の保険料は2、3回に分けて納付したとする程度で、極めて曖昧である上、申立人は、申立期間の保険料をその両親いずれかから借金して納付したと主張しているが、その時期及び金額についての記憶も曖昧であり、申立人の両親も既に亡くなっていることから、申立人が納付したとする48年当時の状況について確認することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和51年10月5日に払い出されており、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられる。

さらに、申立人が現在所持している制度共通の年金手帳（昭和49年11月以降使用）には、A市B区C町の住所が最初の住所として記録されており、申立人は他市町村への転出入も無いことなどから、この年金手帳以外に申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその夫は、前述した国民年金手帳記号番号払出しから約4か月後の52年1月28日に昭和49年度と50年度の保険料を過年度納付しており、このことから国民年金手帳記号番号払出時期に不自然さは認められない。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は時効によりすべて納付できないこととなる。

このほか、申立人と同時に国民年金に加入したその夫も、申立期間のうち昭和44年9月から49年3月までの間(残りの期間は厚生年金保険被保険者である。)は未納である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 5 月まで

私は、申立期間についてA社に勤務し、新車の陸送などの仕事を毎日8時から17時ごろまで行っていた。当時の同僚の就労証明書もあるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚から提出された就労証明書、及び当時の勤務実態などに関する申立人の申立内容から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社は平成8年3月1日に全喪しており、同社の元役員は、既に死亡又は「名前だけの役員だったので何も分からない。」と証言していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実が確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた3名のうち、事業主の子息である2名は厚生年金保険の加入記録があるが、残る1名は、申立人と同様に加入記録が確認できない。

さらに、社会保険庁の記録では、A社の被保険者として申立人の名前は無く、同社の被保険者原票においても申立期間に係る健康保険の整理番号(B番からC番まで)に欠番は無い。

加えて、申立人がA社に入社したと主張する時期に同社で被保険者資格を取得した15名のうち電話番号又は住所が判明した6名から事情聴取を試みたが、申立人のことを覚えていた者は1名で、保険料控除については、全員が「自分には加入記録があるが、A社がどのような取扱いをしていたかは分からない。」と証言している。

このほか、雇用保険においても、A社での申立人の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 3 月に A 社に入社した。同社は、道路工事などをする土建屋であり、私は、現場作業員ではなく、雑用をしていたが、公共職業安定所の紹介により入社したので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間は、A 社に在籍し、厚生年金保険料も支払っていたはずであるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 34 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 34 年 3 月から同年 8 月 14 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社が適用事業所となった同年 8 月 15 日から 35 年 9 月 1 日までの間については、同社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人の同僚が、「役職者と他の作業員、従業員とでは労働条件が違っていた。」と証言しており、A 社における当時の厚生年金保険被保険者は、いずれも役職者であることから、同社では、役職者以外は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたものと考えられる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 40 年 7 月 1 日から 48 年 1 月 1 日までの脱退手当金は受け取ったが、40 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間も A 社で働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断して、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人側及び A 社側にも、申立期間に係る事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無い。

また、A 社における申立期間当時の管理者は、「当時、採用後 3 か月間又は 6 か月間の試用期間を設けており、試用期間内の職員については、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。」と証言している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得している同僚は、「自分も昭和 40 年 4 月から勤務していた。」と証言している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 29 日から 34 年 9 月まで
昭和 31 年 12 月末に会社が二つに分かれて、自分は新しい会社のほうに移った。34 年 9 月に出産のため退職するまで、ずっと勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたと主張する A 社は、昭和 31 年 12 月 29 日に全喪しており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は事実上解散しているが、当時の社長の息子（後の社長）は、「当時の会社の資料は残っていないが、申立期間当時は誰も厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

さらに、A 社の当時の社長の厚生年金保険加入記録は、同社が全喪した昭和 31 年 12 月 29 日から、再度、新規適用事業所となった 49 年 7 月 1 日までの間は空白になっている。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 5 月まで

中学校を卒業して、昭和 34 年 3 月に A 社に入社し、会社の社員寮に住んでいた。同僚の B さんを覚えている。給料は現金支給で社会保険料は控除されていたと思うが、健康保険証、雇用保険料の控除は記憶が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、A 社は昭和 38 年 5 月 21 日に全喪し、42 年 5 月 31 日に解散しており、申立人の在籍及び厚生年金保険加入に係る記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所保管の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、同じ中学校を卒業し、A 社に就職した同僚 B さんは、昭和 34 年 3 月に入社してから約 1 年 3 か月後の 35 年 6 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当時、同社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと推認される上、同人は、申立人について記憶が無いと証言している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 8 月 31 日まで

平成 13 年 5 月 1 日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に在籍していた申立期間の記録が無いとの回答だった。

しかし、私は同社で健康保険被保険者証を受け取った覚えがあり、歯科医院で受診した記憶もある。給与明細書等、保険料控除を証明できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が保管していた社員名簿によると、申立人は申立てに係る事業所に昭和35年3月1日に入社し、37年8月27日に退職したことが確認できることから、申立人が申立期間当時に申立ての事業所に在籍していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、35年3月1日から37年2月28日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険事業所台帳及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、A社は昭和37年10月ごろに同年3月1日に遡って厚生年金保険の新規適用の手続を行うとともに、同年12月26日に同年3月1日にさかのぼって従業員78人の厚生年金保険被保険者番号の払出しを受けていることが確認できるところ、上記の社員名簿に基づき、申立人の退社日の前後6人の厚生年金保険の記録を確認した結果、同年9月以前に退社したとされている3人には加入記録が無い一方、同年10月以降に退社したとされている3人には加入記録があることから、同社の厚生年金保険

の新規適用手続の時点で同社を退職していた者については、厚生年金保険の資格取得手続が行われなかったものと推認できる。

さらに、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から30年7月まで
② 昭和34年6月から35年6月まで

平成19年8月に社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②については加入記録が無いとのことであった。

しかし、私は、申立期間①はA社で化粧品の卸売の仕事、申立期間②はB社で家庭電気製品の販売の仕事をしていた。

保険料の控除を証明できる書類は無いが、厚生年金保険に加入していたと思うので、これらの申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、商業登記簿上においても法人として確認することができない。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は申立期間以後の昭和37年8月21日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、C社の関連会社であるB社に転籍したと主張しているが、在籍外向であった可能性を考慮し、C社の厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立期間②に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 26 日から 50 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月 1 日に A 社に入社（46 年 11 月 2 日以降、関連会社である B 社に異動）した。47 年 7 月 26 日から 50 年 12 月 1 日までの 41 か月間について厚生年金保険料の控除があったと記憶している。途中から被保険者でなくなっているのが信じられない。41 か月間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B 社に係る雇用保険の記録上、申立人は昭和 47 年 7 月 26 日に資格喪失し、当該喪失日は同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と合致している上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録はない。

さらに、申立期間当時に B 社に在籍していた 3 人の同僚は、申立人について「昭和 47 年春から夏の時季に退職した。」と証言している。

加えて、B 社は、平成 6 年 11 月 16 日に全喪、解散しており申立期間当時の関連資料は無く、申立人に係る保険料控除及び被保険者資格の取得に関する届出を行ったか否かを確認することができない上、当時の B 社の代表者等も既に死亡しており、上記同僚のほかに証言等を得ることができる者は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 29 日から 38 年 2 月 20 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

脱退手当金を受け取った記憶は全く無い。受領したという証拠が無いのだから、コンピューターの画面上だけでなく、確かに支払ったという証拠書を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 7 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の被保険者原票において申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失した女性のうち、同社を最終事業所とする受給要件を満たした者は 4 人であるが、このうち脱退手当金を受給している者は 3 人であり、全員について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月20日から31年9月6日まで
社会保険事務所で確認したところ、A社に勤務していた申立期間については脱退手当金を受給している旨の回答をもらったが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、当該期間について厚生年金の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページに記載されている女性のうち、脱退手当金受給資格者13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち8人に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であり、当該事業所は退職者に脱退手当金制度を説明していたと回答している。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳に給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月4日から43年5月4日まで
社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、脱退手当金を受給したことになるとの回答だった。厚生年金保険脱退手当金の請求書に記入したり、受給したりした覚えは無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和43年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険資格喪失日前後に資格喪失した受給資格のある女性14人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある10人全員が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月1日から同年6月1日まで
② 昭和30年9月5日から40年9月22日まで

両申立期間についての脱退手当金を受給したとされる昭和43年3月ごろは、申立期間②の事業所から遠く離れたA市に住んでいたため、脱退手当金を受給するはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 21 日から 39 年 3 月 21 日まで
退職後、新しい住所を会社に知らせたことはないため、脱退手当金が支給されることはあり得ない。個人の確認も無く会社からその話も聞いていないのに支給されたということに納得できない。脱退手当金支給済みの記録を取り消して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、脱退手当金支給手続の時期は退職日に近接しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 7 か月後の昭和 39 年 10 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

平成 19 年 6 月 9 日に厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、同年 7 月 18 日に、厚生年金保険に加入していた事実はあるが、脱退手当金支給済みである旨の回答をもらった。脱退手当金はもらった覚えが無いので、その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚によれば、「会社の事務員からの説明又は友達や先輩からの助言により、退職時に脱退手当金を選択し、会社にて手続きをお願いして、脱退手当金を受給した。」旨証言しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 3 日から 33 年 10 月 19 日まで
申立期間について脱退手当金支給済みとなっているが、私は脱退手当金を申請した記憶も、お金をもらった記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、脱退手当金請求手続の時期は退職日に近接しており、かつ、厚生年金保険被保険者資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一のものも認められることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 5 日から 34 年 4 月 5 日まで
社会保険事務所に確認したところ、A社における厚生年金の加入記録について脱退手当金が支給されたとのことだが、受給した記憶は無く、受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 5 日から 36 年 9 月 4 日まで
② 昭和 36 年 9 月 4 日から 38 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給した記録があると言われた。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無い。

脱退手当金を受給したとされる昭和38年6月当時は妊娠中で、同年11月に長男を出産していることから、社会保険事務所まで受け取りに行ったとは考えられない。脱退手当金を受給したとする社会保険事務所の記録は納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る脱退手当金裁定請求関係書類により、申立人は昭和38年4月18日に脱退手当金の裁定請求を行うとともに、同年5月31日に裁定請求の再確認書を提出していることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した2事業所の被保険者期間すべてがその計算の基礎とされ、かつ、その支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書の再提出から約1か月後の昭和38年6月28日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人には受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から38年3月1日まで
社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、被保険者であった期間には算入されないとされた。

しかし、昭和55年7月に厚生年金保険の加入記録を確認した際に社会保険事務所からもらった厚生年金保険被保険者期間回答書には、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間とされている上、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人には受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 881

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 8 日から 35 年 12 月 20 日まで
65歳の年金請求時に社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることが分かった。
しかし、私は脱退手当金を受給した覚えは無く、受給手続きをしたことも無いので、記録を回復し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和36年 2 月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人には受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 26 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 7 日から 48 年 8 月 1 日まで

私は、脱退手当金を一切受け取っていない。なぜ本人の意思に関係なく脱退手当金の支給処理がされたのかを説明してほしい。

また、A社に勤務した期間について、昭和43年5月1日から44年9月1日までの間が脱退手当金未請求期間として残っており、44年10月1日から45年10月26日までの間が同手当金支給済みとして処理されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る脱退手当金未請求期間については、当該期間に係る適用事業所と請求済み期間に係る適用事業所を管轄する社会保険事務所がそれぞれ異なることから、その計算の基礎とすべき期間から欠落したものとうかがえる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 36 年 2 月 14 日まで

私は、脱退手当金を受けた記憶は無く、そもそも制度自体も知らないため、A社において厚生年金保険に加入していた期間が、脱退手当金として清算済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社における申立期間当時の労務担当者から、退職者に係る脱退手当金の代理請求事務を行っていた旨の証言があり、同社において脱退手当金の支給記録が確認できる者22人のうち、申立人を含む20人について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 9 日から 38 年 1 月 20 日まで
② 昭和 38 年 1 月 22 日から同年 10 月 13 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 20 日から 40 年 4 月 28 日まで

私は、A社を退職するときに脱退手当金の制度を聞き、退職後は勤務する予定も無かったので自分で手続をして受給した。昭和 39 年 5 月に結婚をし、40 年 8 月に子供が生まれたため、B社を退職したが、制度のことも知っており出産後も勤務することもあると思い、脱退手当金の手続をしなかった。B社からも手続をしたとは聞いていない。脱退手当金を受け取っていないという確たる証拠は無いが受け取った記憶が無いため、脱退手当金を受給した記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間と同一の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 16 日まで
脱退手当金の受給手続を行った覚えも無く、脱退手当金を受け取ってもない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿及び被保険者原票について、申立人の前後に記録されている女性 49 人の支給記録を確認したところ、受給資格者 46 人のうち 37 人について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっているほか、申立人の同僚は「当時は脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれていた。」と証言していること、及び当時の事務担当者は「事業所が脱退手当金の請求手続を代行しており、ほとんどの女性退職者は脱退手当金を受給しているはず。」と証言していること等を踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 5 月 29 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を調べてもらい脱退したことになっていることを知った。結婚のためにA社を退職したが、会社から戻ってほしいと言われており、落ち着いたらA社に再就職する気持ちがあった。こういった状況で脱退手当金の手続をしたことも無く、受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和33年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取をしても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から36年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認した結果、申立期間については脱退手当金の支払記録があるとの回答であった。しかし、私は脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも記憶が無い。当該期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において昭和31年5月から50年12月までの期間に資格喪失した女性の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格者6人のうち4人（申立人を含む）に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち二人は資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、社会保険事務所に保管されている申立人以外の受給者全員の脱退手当金裁定請求書の事業所名称欄にA社の社名印が押印されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人について事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。